

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

(一六〇)

昭和二十八年七月二日(木曜日)午前十一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 西川甚五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
土田 太郎君
前田 久吉君
成瀬 橋治君
堀木 謙三君
平林 太一君

政府委員

大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省主税局関税部長 北島 武雄君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局長 塩崎 潤君
税制第二課長 酒 君

本日の会議に付した事件

○揮発油税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○有価証券取引税法(内閣送付)

第六部 大蔵委員会會議録第十一号

昭和二十八年七月二日【参議院】

○登録税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○国税徴収法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○関税定率法等の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより第十一回の大蔵委員会を開会いたします。

一、揮発油税法の一部を改正する法律案、二、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、三、有価証券取引税法案、四、登録税法の一部を改正する法律案、五、国税徴収法の一部を改正する法律案、六、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案、七、関税定率法等の一部を改正する等の法律案、いずれも予備審査、以上七案を一括議題とし、順次内容の説明を聴取いたします。

○説明員(塩崎潤君) 只今から揮発油税法の一部を改正する法律案……
○小林政夫君 ちよつと、説明の時に、前からいる人の便宜のために、前と若し変つた点があれば、それはちよつとここが変りましたということを言つて説明して下さい。

○説明員(塩崎潤君) 改正法案について御説明申し上げます。先ず第一に、揮発油税法の一部を改正する法律案要綱について申し上げたいと思つたのでございますが、便宜上私どものほうから配付いたしました、昭和二十八年年度税制改

正法律案要綱を御覧になつて頂きますれば、この順序に従ひまして重要な参照条文等を挙げて御説明申し上げます。

先ず揮発油税法の一部を改正する法律案でございますが、これは前国会に提案いたしましたものと内容は全く同一でございます。その趣旨はここにも書いてございまして、利子税の制度を設けることとありますが、これは前国会において成立いたしました酒税法及び今国会にすでに成立いたしました六月一日から施行になつておりますところの物品税法において新らしく設けられました利子税と全く同様の規定を設ける規定といたしまして、日歩四銭の利子税を滞納分の税額から取る。併し徴収猶予を法律上認められたものについては、その期間については取らない。その他端数計算等につきましては、各直接税、間接税にありまして、各々の利子税と、全く同様の税額でございます。特に詳しく御説明する必要はないと思つたのであります。

その次は砂糖消費税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。この法案と前国会に提案いたしましたところの法案との差異は、ただ一点でございます。それは税法の十二条の關係でございます。御承知のように我が国におきましては再製糖といふものがあつて、すでに精製いたしました糖蜜等と、これに糖蜜等を加へまして、再び含蜜糖を作るといふものがございまして、これを私どもは再製糖

と云つておりますが、この再製糖にいたしましては、従来二つの方法があつたわけでございまして、一つは二重課税を防止するために、原料免税を認めまして、製品に課税するという方法と、すでに課税を受けたものを使用しまして再製糖を作りました場合には、歩留り等を考慮いたしまして、その斤数を査定いたしまして、徴収漏れの税額があらまらば、その差額を追徴するという規定があつたのであります。併し現実におきましては、税務執行上再製糖業者は、零細な業者で、帳簿組織等も不備とございまして、実際は原料において課税を受けた砂糖糖を使いまして再製糖につきましては、差額を徴収しておらない実情であつたわけでございまして、又未納税を認めましたので、その間の取締りが非常に煩雜であつたのでございまして、原料免税の方法は認めてなかつたわけでございまして、今回は、この点を実情に即するたために、従来の未納税の觀念と原料税の觀念と差額課税の觀念を捨てまして、差額課税は原料課税を受けたものを使用し、再製糖につきましては、行わぬという規定を十二条に明らかにしたわけでございまして、この点が前国会に提案した法案と根本的に異なつた点でございますが、極めて技術的な点であります。

その他税率の引上げ割合、税率の構成等につきましては、前国会に提案いたしましたところの法律案の内容と、全く同様でございます。

これにつきまして、この要綱に従ひまして御説明申し上げます。先ず税率でございますが、この税率は次の通りに改めることといたしまして、おおむね分蜜糖の現行千九百五十円を二千三百五十円と、約二割の引上げを行なつております。砂糖消費税の税率の大部分は、分蜜糖でございますので、これを中心にいたしました若干の増税を圖つておるものであります。又含蜜糖の税率でございますが、甲類は四百円、これは現行四百円でございます。現行税法では含蜜糖全体が四百円になつておつたわけでございまして、前々国会でございまして、砂糖消費税の税率の引上げが行われました際にも、この含蜜糖につきましては、税率が据置となつておつたわけでございまして、その趣旨は御承知の通りこの含蜜糖は、あとには鹿児島県或いは沖縄で産しますところの輸入黒糖その他四国の輸入白下糖の土産糖がございまして、これは極めて原始的な生産方法で作られております。その消費先も大部分農村等でございますので、その税率につきましては引上げられなかつたのであります。含蜜糖全体がそういう構成をとられました關係上、外国から含蜜糖として相当輸入が入つて来たわけでございまして、税率が低いために砂糖の市場が相当活潑になるにつれて、外国から含蜜糖が相当入つて来たわけでございまして、そのために内地産の輸入糖の業者は相当の影響を受ける。又分蜜糖と含蜜糖との境界のあいまいなもの、すでに分蜜したものに更に蜜を振り込

んで含蜜糖と称するようなものも入つて来る。こういうような弊害もございまして、今度は今まで含蜜糖の税率が据置きになりました事情を基礎といたしまして、含蜜糖を甲乙丙に分類いたしまして、おの／＼それらの消費の性質等に應じますところの税率を盛つたわけでございまして、従いまして、分蜜糖につきましては二割でございまして、含蜜糖の乙類につきましては税率が倍に上つたわけでございまして、この引上げの根拠は、今申上げたような趣旨でございまして、甲類は、樽入黒糖及び樽入白下糖でございまして、これは現行四百円、同じでございまして、乙類含蜜糖の糖度が八十度以下のものでございまして、若干低いので、インドグルー糖というものが非常に多く入つておりますが、これは八百円、これが倍に上つて一千六百円といたしております。併し丙類は、千七百円といたしております。ただこの千七百円の丙類は、八十一度以上の含蜜糖でございまして、それから八十度以下でも、先ほど申上げた再製糖は、乙類に、例えば糖度が八十度以下でも再製糖に入れないとしてございまして、分蜜糖と含蜜糖を使いまして再製糖は丙類に入っております。これはその性質から見まして、すでにいいものを使つて、悪いと申しますか、消費の性質の違う含蜜糖を使いますという關係上、昔から再製糖については丙類に入れておりますので、糖度の高いものと、この再製糖が丙類に入るわけでございまして、これは千七百円、この千七百円の根拠は、分蜜糖の二千三百五十円のもの、今回引上げました糖蜜の第二種の三百五十円のものを使いま

して作りましただけ、おの／＼課せられておりますところの税額を計算いたしますと、大体千七百円になる。こういうところから千七百円の根拠が出ているわけでございまして、その次の分蜜糖は、現行千九百五十円から二千三百五十円、砂糖消費税の税率の大部分はこの分蜜糖で、いわゆる白糖でございまして、その次は、水砂糖でございまして、これも二割程度上げます。現行二千五百円を三千円、その次は、糖蜜でございまして、第一種と申しますのは、これは水砂糖、私ども水砂糖と言つております。水砂糖を作り出した時にできます水蜜……真白な比較的上等なものでございまして、現行八百円から二割引上げの九百五十円、第二種は、その他の糖蜜でございまして、三百円から三百五十円、これは品質の悪いものでございまして、これも大体二割程度の引上げを圖つたわけでございまして、その次は、糖水でございまして、第一種というものは糖度が十五度以下のものでございまして、これは四百円、これはやはり四割あたりに若干ございまして、非常に少ございまして、まあ甘糖を搾つたようなものでございまして、これは四百円、これは樽入糖等と同様な趣旨から現行税率を据置きにいたしているわけでございまして、第二種は、第一種以外の糖水でございまして、現行千五百円を千八百円、約二割の引上げを圖つたわけでございまして、

等は製造場から引取る場合には、砂糖消費税を徴収しない。従来はおの／＼使用した砂糖消費税を計算し、それから歩留りを計算いたしまして、でき上りました再製糖と、今まで原料に取りました税金とを比較いたしまして、差額を取るとあつたわけでございまして、これは手続も煩瑣でございまして、歩留り等によつてはあつたわけでございまして、これを勘案いたしまして、僅かの差のときには、僅かの差の場合が多いのでございまして、取締りの煩瑣を考慮いたしまして、今度は、その差額課税の規定を廃止したわけでございまして、これが十二条でございまして、

その次の三は、揮発油税法の一部を改正する法律案にもありますところの利子税の制度でございまして、これも砂糖消費税につきましても、他の税と同様に利子税を設けようという趣旨でございまして、

四は、昭和二十八年八月一日から施行するものとすること、これだけ施行期日が出ておりますが、税率に關係いたしましては、施行期日を明らかにいたしたわけでございまして、

その他法文上簡単な改正といたしましては、定義を明確にするために、三条の二におきまして分蜜糖、含蜜糖それから樽入黒糖の定義を明らかにいたしております。従来の税法におきましては解釈によつて行なつたわけでございまして、外国さんから輸入するときの課税関係等を考慮いたしまして、定義を明らかにいたしております。それから同じく定義を明確化する規定といたしまして、十一條の一項の三号に育児食の定義を明らかにするために政令

に委任することにいたしました。これは従来育児食の範圍が法律上はつきりいたしませんので、今度は政令で明らかにする。この政令の内容は後ほど政令案要綱が出ると思いますが、厚生省が一定の成分の規格について承認をし、育児食という表示をしたもの、その他一定の製法に従うものでございまして、その育児食の範圍を明らかにしようという趣旨でございまして、それから規定の実益が最近なくなりましたので規定を廃止いたしましたものといたしましては、四條の四の無担保徴収制度の廃止でございまして、これは統制時代に日本砂糖統制株式会社については担保を提供しなくても徴収猶予を認めるという規定があつたのでございまして、統制会社になくなりまして、実益もございせんので、この規定を削除するといふような配慮がなされております。その他附則につきましては若干の規定が整備されて、前国会と變つております。その趣旨は、先ほど申上げました再製糖に対する課税方式が原料で課税したならば差額を徴収しないということに改めることに伴います改正關係でございまして、税率引上げの際に手持するものについては、再製糖業者が持つておるものについては手持品課税をする、そのための税率はこうだという点が前国会の法案と違つておるわけでございまして、その趣旨は再製糖に対する課税方式の改正について申上げましたところから出て来るのでございまして、

その次には有価証券取引税法案について御説明申し上げます。この法案と前国会に提出いたしました法案との差は大體二点あります。

先ず第一点は税率でございまして、前国会に提案いたしました際の証券界の状況は非常な好況でございまして、日々の取引が東京証券取引所におきましては約千万株ぐらゐな好況の時期だつたわけでございまして、その時におきまして税率は、私どもが考えたのは、一般顧客分につきましては万分の二十、証券業者分につきましては万分の八といふような税率を考へておつたわけでございまして、去る二月の初旬から始まりましたところの株式界の不況は未だに続いておりますので、最近の取引事情を考慮いたしまして、有価証券の流通を阻害しない意味から、今回の提案の税率はこの税率を引下げております。前回の提案の万分の二十を今回の提案におきましては万分の十五としてゐるのであります。なおこれは一般顧客分でございまして、業者分でございまして、前回の提案は万分の八であつたわけでございまして、今回の提案におきましては万分の六になつております。以上申上げたのが株券、出資証券、投資信託の受益証券等のいわゆる確定利付証券以外の変動の多い証券の税率でございまして、これに確定利付の有価証券に対しましては、その税率を、おの／＼同様な割合で引下げておるわけでございまして、これが前国会に提案いたしましたところの案と今回の案との差の第一点でございまして、

第二点は、その他の税法と合せました規定の整備だけでございまして、これは重加算税の規定でございまして、従前の税法におきましては、重加算税は、隠蔽仮装した事実があらうと、隠蔽仮装した部分の税額のみならず、その他の過小申告税額についても重加

算税を取るといふような規定であつたわけでございますが、今回その他の税法が改正されまして、重加算税は隠蔽仮装した部分の事実に基づくところの税額について百分の五十の重加算税を取る、こういうふうに変更いたされまして、有価証券取引税法におきましてもそのように改めたわけでござい

以上が前国会に提案いたしましたところの案と今回の案との差でございます。これから有価証券取引税法の内容について御説明申し上げます。この法案は御承知のように大体シャープ勧告によりまして昭和二十五年から廃止になりましたところの有価証券移転税にならつて作られておるわけでござい

先ず第一点は、課税範囲の問題でございます。今回の有価証券移転税におきましては、旧有価証券移転税と違ひまして、譲渡者課税となりまして、贈与遺贈につきましては税体系こそ違ひますが、贈与税が課税されずのに反し、譲渡所得税が廃止されずと譲渡に對しましては何らの課税が行われない關係を考慮しまして、課税範囲は贈与、遺贈を除外してあります。有価証券の譲渡、これを中心に課税いたしてあります。贈与、遺贈という場合には課税しない、こういうふうに考へております。

第二は、課税有価証券の範囲でございますが、移転税が行われました際の取引事情といふものは大体清算取引が多かつたわけでございまして、実物取

引は比較的少かつたわけでございす。戦後の証券取引法の制定に伴ひまして実物取引が中心になつて来たわけでございます。証券取引法も改正されておるわけでございす。その中に権利株の取引が認められておるわけでございす。従来の有価証券移転税のときには、慣行上行われておりました権利株の取引については課税するところになつていなかったわけでございす。今回の有価証券取引税法におきましては、いわゆる権利株、発行日取引と言われるものにつきましても、これがやはり清算取引ではないというような建前から課税することにしたしております。それが第二点の差でございます。

第三点の大きな差は、納税義務者が違つてゐる点でございます。移転税におきましては取得者課税という趣旨であつたわけでございす。今回の案におきましては譲渡者課税といたす。この譲渡者に課税するという趣旨は、これは証券業界からの要望もあつたわけでございす。譲渡者のほうが金を受取る、税金が払いにくいというところから出て来るわけでございす。この税の性格はどちらに転嫁するか議論があるわけでございす。いづれにいたしましても流通的な性格を帯びておりますので、どちらに課税いたしましてその転嫁の關係は必ずしも明白でございせんが、今回の案におきましては譲渡者を納税義務者とす

その次は税率の差でございます。税率の数字的な差は勿論あるわけでございす。税率の盛り方の考え方に差が

若干あるわけでございす。旧有価証券移転税におきましては、取引所取引を優遇するといふような見地から、取引所取引にかかるところの税率といふものは、店頭取引に對します税率の半分だつたわけでございす。今回におきましてはその趣意を捨てて、取引所取引も店頭取引も同様な税率としたしております。このことは地方の有価証券業者が必ずしも取引所取引を行ひ得ないといふような事情に基くものでございす。今回は、両者の税率を同様としたしております。

以上が旧有価証券移転税と今回の有価証券取引税法との大きな差異でございます。次にこの法案の要綱に従ひまして若干の御説明を加えたいと存じます。先ず第一は課税標準でございます。課税標準は有価証券の譲渡價格を原則としております。但し交換のような場合には、これはそのときにおける時価といふようなことにいたしております。譲渡価格は譲渡價格でございます。課税有価証券の種類はどんなものにするかといふことが問題であるわけでございす。ここに書いてあるようなものを有価証券といふふうにいたしております。これは大体証券取引法によりまして、この有価証券の範囲にならつておるわけでございす。

その次の税率は、先ほど申し上げましたような思想の下にございす。一、国債証券、地方債証券、社債券、貸付信託の受益証券、これまではい

めて少いものでございす。利回り金利が下つたような場合は別でございす。少くともこういうものは譲渡所得が発生する機会が少い、拒絶力も弱いと見まして、これにつきましてはその次にあります株券、出資証券、証券投資信託の受益証券、これらのものは拒絶力が少いと見まして、大体半分の税率をもつておるわけでございす。そのうちの税率のうちで上欄、下欄とございす。上欄は証券業者自体が自己の責任において譲渡するものでございす。これは御承知のように証券業者自体は大体委託取引を中心とするものでありまして、自己売買のものでないのが主でございす。現行においては相当行われております。場合に上つては地方の業者あたりのように仕切つて取引しなければい

やうな情勢もございす。そのうち証券業者が取引するのは必ずしも儲けるためといふやうな趣旨ではないので、止むを得ず仕切るやうな場合もありま。頻りに回転いたしますので、従来からその税率は、一般の、我々がやりますところの取引に比べて税率が半分でございす。ここに書いてありますように確定利付債券分については百分の三、その他株券等におきましては百分の六といふふうに、下欄にありまところの一般顧客がやる、消費者が行う取引につきまして設けられております税率の半分でございす。一般の分は確定利付債券分につきましては百分の七、株券等につきましては百分の十五、こういうふうに差別を設けておるわけでございす。その次に、ここに

あります。公社債、貸付信託の受益証券については一年間を限つて課税し

ない。これは公社債市場は御承知の通り現在立つておりません。有価証券移転税が行われました際にはあつたわけでございますが、現行の公社債市場が立つていない状況から考へまして、これを暫く育成する見地から公社債、貸付信託の受益証券につきましては一年間を限つて課税しない。こういう措置を設けたわけでございす。その次はやはり例外的な税率でございす。証券投資信託の信託財産に属する株券を譲渡した場合でございす。御承知のように証券投資信託は最近非常に普及して参りまゐるわけでございす。が、これも何分増資期でございすので、これを優遇するやうな見地からこれにつきまして例外的な税率を二年間だけ設けることにいたしましたわけでございす。

次にこの趣旨は、信託財産に属してありますところの株券を、証券業者が委託者といたしまして利廻り一割を確保するために時々入れ替へる、或いは切替へるといふやうな場合が多いわけでございす。頻りに移動するといふやうなことがございす。これは受益者が本来ならば持つてゐるものと思ひまして、一般の顧客分の株券ならば百分の十五の税率が適用されるわけでございす。が、今申上げました育成の見地から二年間に限り百分の六、業者なみの税率を適用するといふことになしてゐるわけでございす。

第二点は納税義務者でございますが、これも先ほどから申し上げましたように、今回の案におきましては「有価証券の譲渡をした者」といたしてあります。但し国及び地方公共団体には課

税しないというようにことにいたしてあります。

その次は非課税有価証券と申しておりますが、短期国債証券、大蔵省証券等でございしますが、短期国債証券につきましては課税しない。それから国民貯蓄債券、これは小額の債券でございしますが、小額の債券については課税しない。このあたりの点につきましては前国会の提案と全く同様でございます。

その次は有価証券取引税の納付方法でございます。有価証券の取引は大部分証券取引所を通じて証券業者が取扱うわけでございしますが、納付方法はなお旧有価証券移転税に倣いまして、証券業者が取扱う分につきましては、業者が毎月取纏めまして翌月末までに現金を以て納付する、こういうことにいたしてあります。証券業者自体が売買する分につきましては自分が税金を取りまして納付する、こういうふうなことをするわけであります。その他相対売買等につきましては納付の便宜を考慮いたしまして印紙納付にいたしてあります。これは旧有価証券移転税から取られている方法でございます。

その次は利子税、加算税、罰則、これらの附加徴収の制度につきまして、は、おのおの通行税、源泉徴収所得税、これらの例に倣いまして利子税、加算税、罰則等の規定を設けてあります。

なお、この法律の施行日は大体八月一日から施行する、こういうことに附則で以ていたしておるわけでございします。

以上有価証券取引税法の説明を終りまして、その次に登録税法の一部を

改正する法律案について御説明申し上げます。

この法案と前国会に提案いたしました法律案との内容は全く同一な案をそのまゝ提案いたしております。先ず第一は、登録税納付の際に使用された印紙が不正印紙であつた場合には、登記所から税務署に通知いたしまして、その税金を、現金であつた徴収するといふ規定を入れておるわけでございします。従来時々登記所において問題になりましたので使用済の印紙を再び登記官吏の不正などによりまして剽がしましてこれを又使用するといふ例がありまして、国会におきまして問題がありまして経緯を考へまして、これらにつきましては、これを防止するため登録申請者から税金を税務署のほうで現金で徴収するといふ規定を設けたわけでございします。

その次は外国公認会計士及び計理士の更新登録の場合の登録税でございますが、これは公認会計士法の改正の際に、更新登録の際の登録税の規定が洩れまして国内公認会計士、日本の公認会計士、それから計理士法廃止の際の計理士、これらもそのまゝ計理士として登録するならば事業を継続いたすことが出来ますので、開業登録の場合との権衡を考慮いたしまして同様に登録税を課することにしたわけでございします。

その次は、鉱業法の改正によりまして鉱害による賠償金を支払つた場合には、その旨を登録した場合に、一つの権利といたしましてその後鉱業権を取得したものについても、またなお効力があるといふような鉱業財産権保護の規定が設けられましたので、登録手

教料の趣旨等を考慮いたしまして、新規登録は支払金額の千分の一、抹消登録は一件毎に二十円、その他の登録は一件毎に十円の登録税を課するといふことにいたしたわけでございします。登録税は八月一日から実施することにいたしてあります。以上が登録税法の一部を改正する法律案でございますが、これは全く前国会に提案しました法律案と同様でございます。

その次に、国税徴収法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。先ず第一に前国会に提出いたしました案との差異は一点あるわけでございします。これはすでに所得税法或いは法人税法で説明があつたと思ひますが、簡易利子税額の計算方法の規定でございますが、利子税額十万円未満のときには簡易税額表によるというよう

な規定があります。同様に国税徴収法におきましても延滞加算税額について十万円のとときには簡易加算税額表によることにしておるわけでございします。前国会におきましてはその計算の基礎が延滞加算税の加算の基礎が百八十日未満の条件があつたわけでございしますが、今回の案におきましては、所得税の利子税の計算方法にならまいまして、この百八十日未満という計算の期間を落したわけであります。その他の点につきましては前国会案と全く同様でございます。内容につきまして大略御説明申し上げます。

先ず第一点は、過誤納に係る国税及び滞納処分費の過誤納の還付方法でございますが、過誤納の還付を促進するために、従来は税務署所在地の納税者につきましては、最寄りの郵便局から還付する方法がなくて、大体呼び出し

まして、税務署まで来てもらつて還付しておつたわけでございしますが、今回の案におきましては、最寄りの郵便局において還付することが出来る。そのために郵便局に資金を渡しておきまして、大体十四億ぐらい予定いたしておるわけでございします。

その次は、今申上げました延滞加算税額の計算の簡素化の問題でございます。これも大体日歩四銭の延滞加算税額が滞納になりますとつくわけでございしますが、細かい納税者につきましては、その計算方法が非常に煩雑でございますので、これを簡素化の見地から、十万円未満のときには簡易加算税額表によるというやうなことを利子税と同様に設けてあるわけでございします。

第三点は、これは滞納処分簡素化の見地でございますが、会社更生法によりまして更生手続が開始されますと、その整理事務はおおむね本店所在地の地方裁判所に集中されるわけでございします。併し国税のうちでも関税、或いは源泉所得税になりますと、或いは支店或いは工場ごとに滞納処分が行われるわけでございしますが、整理事務が集中されることを考慮いたしまして、滞納処分を集中する意味から、その更生事件の所轄地方裁判所の所在地の国税局又は税務署に對しましてその徴収事務を引継ぐと、こういうことにいたしておるわけでございします。一つの内部的な手続規定のやうなものでございします。

第四点は、これも計算簡素化の見地でございます。還付加算金の計算については、過誤納額が百円未満のときには還付加算金をつけないことにいたしてあります。利子税のほうは、国が取

ります場合には逆に千円未満のほうは取らないというふうにいたしまして、還付加算金をつけますほうの金額を少くいたしておりますが、これは納税者保護の思想が現れておるわけでございしますが、そういう計算簡素化の見地から、前国会に提案いたしました法案と同様な趣旨をここにに入れておるわけでございします。

その次に、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。先ず前国会に提案いたしました法案との差異が一点あります。その一点は、この法案は納税貯蓄組合制度の普及を図るために、納付の委託の目的以外に、引出された場合におきましても、納税貯蓄組合預金ならば、引出された金額が一定金額以内のときには所得税を課さない、というようにしておつたわけでございしますが、前国会におきましては一定金額が三万円となつておつたわけでございしますが、本国会におきましては、三万円では若干ゆとりが少いといふわけで、五万円にいたしたわけでございします。これが大きな差でございますが、五万円の根拠は、大体総所得四十五万円ぐらいのかたが納税貯蓄組合に入りまして、毎月貯蓄をして参りますと、納期前の平均残高が約三万円くらいになる。そのかたの税金は、所得税、事業税、市町村民税、固定資産税で大体十五万円くらいになるわけであります。その三万円を引出した場合に、例えば病氣とかその他の事由により引出した際には、所得税を取らないといふことにいたしたいといふ趣旨でございしますが、三万円では余りゆとりが

ないというわけで、五万円程度というふうにしたしておるわけでございます。

以上が揮発油税法ほか五税法案の説明でございます。

○政府委員(北島武雄君) 開税定率法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

この法案の主要な目的をいたして、第一点は、セメシナほか六品目の関税を引上げて、当該産業の維持育成を図らんとするものであります。その関税率の引上げの点につきましては、前国会におきまして提案いたしましたものと全くその内容同一でございます。以下御説明申し上げます。

先ず便宜上サントニンから御説明申し上げますと、サントニンは従来日本では製造できておらなかったものであります。戦後米穀もよき原料といたしましてサントニンを製造することができるようになったのであります。北海道、東北地方におきまして、みづもぎと称するサントニンを含有いたしておりました植物の栽培に成功いたしまして、それからサントニンを製造して現在に至つておるのであります。現在におきましては、国内需要を十分賄い得るだけでなく、相当量の輸出も可能な程度になったのであります。外品に比べて我が国産品は幾らか価格の点において不利な面がございますので、この際関税を、従来無税でございましたものを、二割の関税を新たに課するということとあります。

次にセメシナと申しますのは、これはみづもぎと同様な種類の植物

でございます。サントニンを含有する植物でございます。サントニンの関税率を無税から二割に上げます。換言すれば、原料となりましますところの植物につきましても、従来の無税に置き換へておきます。その間の抜け道がござりますので、セメシナにつきましても従来の無税の関税を二割に上げることとしたわけでございます。

次に麦角でございます。麦角と申しますと、ライ麦に一種の菌類を発生させまして、できた黒い穂を採集したものでございます。婦人薬として重要な薬剤であります。戦前は我が国におきまして全く生産されなかつたのであります。昭和二十三年頃から岩手県におきましてその栽培に成功いたしまして、現在では国内需要を十分に満足し、なお且つ輸出もできる程度の生産量を上げるに至つたのであります。これも輸入品に比べて価格の点におきまして国産品が不利であります。この際従来の無税の税率を従価一割の関税をかけて国産品を保護しようというわけでございます。

次に群青でございます。群青と申しますと、カオリン、珪藻土、ソーダ灰、硫黄、石炭を原料として製造いたしました一種の青色の顔料でございます。スタンブ用インキ、印刷用インキ、或いは給食、クレヨン、塗料等の原料になるものであります。本品の国産は昭和十三年頃から始められまして、その品質も外国品に比べて何ら遜色がないのであります。価格の面におきまして外国品に圧迫を受けまして、最近におきましては年々その国産量も減つて来てるような状況でございます。この際関税率を従来の二

割から二割五分に引上げてこの生産を保護しようという趣旨のものであります。

次にカーボンブラックでございます。カーボンブラックはゴム工業、即ちタイヤを製造いたします場合のゴムの補強剤でございます。その他印刷用インキも、或いは電線製造に当りましても、その原料となるものでございます。カーボンブラックにつきましても、国産の製造能力をいたしまして、昨年末におきまして約九千七百トンでございましたが、残念ながらアメリカから輸入されますものにつきましても価格が二割乃至五割程度高いといふことと、それから一部のものはアメリカ品に比べて品質が劣るという事情から、九千七百トンの製造能力がありながら、昨年中の生産は約半分でありまして、四千五百四十七トンの生産しかなく、他は輸入に待つておつた状況でございます。ところが最近我が国におきまして新しい方法によりましてアメリカの産品に匹敵するような品質のカーボンブラックを製造する計画がござります。四つの工場におきましてその計画を進めております。すでに或る工場におきましてはその設備も完了し、この七月中には市販ができるようになり相成つておる。これらの新製品の製造能力は約四千トンでありまして、これを以ていたしますれば従来の舶来品に對して優に對抗できる程度までに至つたのであります。然るに価格の面から先ほど申し上げましたように国産がいささか高いので、このままに推移いたしますとなく、國産の伸びが悪い、或いは又生産を手控えるというふうな状況になりますので、この際従来のカーボ

ンブラックの従価一割の税率を二割に引上げようというものでございます。

次にテレビジョンの受像機でございます。御承知のごとく今年の二月一日からテレビジョンの放送が本格的に行われまして、テレビジョン受像機の國産工業を至急確立することが必要となつたのであります。このテレビジョン受像機の工業を育成いたしまして、結局我が国が先進国に比ばまして立遅れておりましたところの超短波通信工業の確立に寄与することが多大なのであります。遺憾ながら現在におきましてはテレビジョン受像機の生産も日本において開始されたばかりであります。アメリカ等の外国品に比べまして価格も著しく高いのであります。この際従価二割の税率を三割に引上げようというわけでございます。

次に、こんにやくでございます。こんにやくは我が国におきましては群馬県、茨城県、栃木県、或いは宮城県、長野県、静岡県等におきまして農家が栽培いたしておるのであります。これらのこんにやくが生産されます場所、大体におきまして山間の傾斜地帯でありまして、これらの農家におきましては、こんにやくの収入が非常に重要な現金収入に相成つております。その農家の戸数は十六万戸、その作付面積は八千二百四十四町歩といふふうに及んでおります。このこんにやくの昨年中におきましての生産量は九千二百六十六トンでありまして、ま

いふのは野生の植物でありますので、ただそれを採集いたしまして運ぶだけで足りるわけでありまして、國産品に比べて非常に安い。このために我が国のこんにやくの価格がだん／＼下落いたしまして、これらを栽培いたしておる農家方面におきましては非常に苦しんでおります。この際こんにやくにつきましても従来従価一割五分の関税でありましたものを、四割五分というふうに引上げたのであります。なお、こんにやくの関税率については沿革的に申しますと、昭和八年におきまして同様な事情が起りました。外国から非常に安い野生のこんにやくが入つて来るというので税率の改正を行なつたことがございます。その時の税率は當時従価一割でありましたのを今度は従価二割に直しましたが、これを従価に換算いたしますと五二％に相成つておつたのであります。昭和二十六年の一般改正に際しましては、当時の食糧事情等のこともありまして、一般の税率である現行の一五％にいたしましたのであります。

最近の事情に鑑みまして、こんにやく率についてはいささか率は高いようでありまして、今まで通りの税率を四割五分に引上げたということとあります。

なお関税率の改正につきましては、前国会に提案いたした前にもいふ／＼な方面から引上げ或いは引下げの要望がございました。約四十品目につきまして改正の要求があつたのであります。が、我々いたしましては、すでに日本はガットに加入申請をいたしてあります。際でもありまして、外国との関係もありますので、それらを考えまして最小限度において品目を選んで、止むを得ないものを取上げるといふこと

にいたしたのであります。

次に、この法案の主要な改正点であります。第二点は、現在関税法の附則におきまして、種々の物品につきまして暫定的に関税を免除又は軽減してある品目がございます。これらの品目につきましては、先に参議院の緊急委員会におきまして、或いは又先般国会に提案いたしまして、差当り今年の七月三十一日までその輸入税が免除されているのであります。更に引續いてこれを昭和二十九年三月末日までの免税期間を延長することに提案いたしております。但し品目につきましては若干の整理をいたしまして、その中で前国会に御提案いたしましたものと違つておりますのは、高粱及びとうもろこしでございます。高粱及びとうもろこしにつきましては、今回の案におきましては今年の十二月までは一応全部免税する、併し来年の一月からは飼料の製造の用に供するものだけを免税するといふふうに変えたのでございまして、高粱及びとうもろこしは、一昨年暫定的に免税措置がとられております。當時は一般に食糧事情も十分でなく、それから又これら的高粱、とうもろこしは、その用途の大部分が飼料に用いられるというので、一般的に免税をいたしておつたのでありますが、目下の事情によりまして、もはや他の用途に供せられるものについてはもう免税する必要はないというふうに考えまして、この飼料の製造の用に供するものについて来年一月から免税するといふことにいたしております。

なお落花生につきましては、前国会にも提案いたしましたと同様、免税から外しまして、搾油の用に供せられ

るものに限つて免税するというように関税法第九条を改訂いたしております。

又菜種、からし菜の種につきましては、これも前国会におきまして免税を廃止するという提案をいたしたのであります。菜種、からし菜の種は最近非常に国内の生産が増大いたしまして、もはや殆んど輸入を必要としない状況であります。一般的な免税はこれを廃止することにいたしております。

又船舶につきましては、前国会におきまして提案いたしましたと同様、もはや中古船舶を緊急輸入するというような状態でありませんので、この際免税措置を廃止することにいたしました。又他面におきまして、企業経営の合理化を促進するために、新たにせん孔カード式統計会計機械を免税品目に加いたしました。これは前国会に提案いたしましたのと同じでございます。

なお、重要機械類の免税でございますが、重要機械類につきましては、従来関税法別表「輸入税表第十六類に掲げる機械類」と書いてございまして、常識的には機械類と考えられるものであつても、輸入税表第十六類に掲げるものじやないと工合が悪いということになつて、運用上支障が生ずる場合もございまして、十六類に掲げる機械類といふことを削除いたしまして、単に機械類といふふうに直してあります。

又金銀業に使用する特定の部品につきましては、従来金管理法におきまして免税されておつたのでありますが、先般の改正からこれを関税法のほうに移しております。但し免税品目につきましては、若干の整理をいたして

おります。

次にこの法案の改正の第三の点は、鉄の輸入税を免除する法律を廃止いた

そういうことであります。鉄の輸入税免除に関する措置は、昭和十二年支那事変が始まります前に緊急勅令によりまして、当時の軍需生産の必要から免税措置がとられたのであります。その後期限が延長され、或いはそれを法律に書き改めまして現在まで至つております。いわば戦時立法であつたわけ

であります。終戦後におきましても、一応戦争の被害によりまして鉄工業が殆んど壊滅的な打撃をこうむりましたので、その鉄鋼業の生産が回復するまで免税が続いておつたわけでありまして、最近の鉄鋼の需給及び価格の状況等に鑑みまして、もはや一般的にその輸入税を免除する法律というのを存置しておく必要はないといふふうに考えまして、この法律を廃止することにいたしました。但し暫定的な措置といつ

まして、この法案にも書いてありますように、溝型のレールにつきましては、今年の九月末まで暫定的に免除するといふことが書いてございまして、この溝型レールと申しますと、市内電車の曲角角に使用します溝型のレールであります。これは日本でできないことではないのでありますが、数量等の関係から今までベルギーから輸入いたしております。何年かに一回相当大量な工

事する時期が来まして、輸入するわけでありまして、今年は大々／＼その時期に當つております。大都市におきましてはすでにその昔の免税であるといふことのつもりで予算を組んであります。それを突然免税措置を廃止することは公共団体において使用するのに鑑みまして、いささか酷なる点もござ

いますので、今年の九月末まで免税いたしまして、その間に契約を作ろうといふことにはいたしました。

なお、鉄につきましては、更に厚さ〇・六ミリメートルを超えない薄鉄板のきず物でございます。これにつきましては来年の三月末まで輸入税を免除することにいたします。これらは輸出玩具に使用されるところの材料になるのであります。相当部分をアメリカから輸入いたしております。而もこの金銀玩具はその又相当部分が輸出されますので、取りあへず来年の三月末までの輸入税については免税措置を講じまして、なおその間に或いは場合によりましては保税工場の制度を利用せしむるなり、或いは又一般的な輸出免税の措置を講ずるようになつてしま

して、来年の四月以降はまあ一般的な免税ははずす、こう考えております。

以上を以ちましてこの法案の説明を終ります。

○委員長(大矢半次郎君) 今までの七つの法案につきまして御質疑を願います。

○平林太一君 議事進行。質疑に先だちまして、資料の提出を要求いたしておきます。昨日この日本開港銀行及び日本輸出入銀行より当委員会の要求によりまして一覽表を提示して参りました。私はこれを一応点検いたします。その結果、この一覽表においては甚だ満足したところがある。この一覽表の提出を要求いたしました私の意思、目的に合致せざるものがある。でありますから、これは五千万円以上のみを抽出いたしましてこちらに提出いたしたのであります。至急に五

千万円以下の全部に及びます。貸付の一覽表を提出することを再度私から要求いたします。そのことは先日大蔵政務次官の愛知侯一君にこのことを要求いたしましたときに、同君は突然として驚愕したとき態度を以ちまして、物理的に大量なことに相成るから、さういふことは不可能であるといふことを言われております。それで私から同時にそれに対して、それじや物理的に大量と言ふなら富士山くらいの大さきの量になるのかといふことを反駁いたしておきました。ところが持つて参りました資料はさういふ比較からいたしまして、実はこの部屋一ぱいのものを持つて来るかと思つたが、豈図らんや、数枚の紙片に過ぎない。而もこういふものは大体わかつておる。殊に輸出入銀行のごときものに至りましては、甚だ国会に提出する資料といつたしましては、国会を輕視しておるといふような事態がこの輸出入銀行の書類の中によく現れておる。甚だこれは容易ならざることであります。そこで今申上げておる通り、事理の問題になりますと、愕然として驚くといふことでありますから、当委員会として、私は大蔵委員会の一人として、この特殊なる国民の血税によるその資金を以ていたす銀行に対しましては、嚴重なるこれに対する内容を熟知しなければなりません。でありますから、取りあへずその処置をいたしまして、これを本日は五千万円以上であります。が、五千万円以下全体の貸付けに對します資料の再提出を求めます。そしてこれに對しましては、なお貸付けの総額、それに対して返済、これは残高だけであります。返済第一回に貸付

けた総額、それからこれに對しまする貸付期限、それから貸付をいたした目的と理由、この理由というものを對しましては、相當にこれはよく調査しておかなければ、銀行に對する運用の使用を達成することができない。それから當然これに附随いたしました、申込件数、いわゆる融資を申込みました総体の件数、それに対してどのくらい除外されておるか。その除外されたものの中に對しまするそれ／＼についても、これはよく検討しなければなりません。これは一応私は寛容の態度を示しましてそれはいたしておきます。とにかく貸付をいたしたものに對しまして、全体の資料を私から要求いたします。そして改めて大蔵大臣及び兩銀行總裁を招致いたしました。これに對しまする徹底的な、よく國民の目にも納得の行くような措置をいたさなければならぬ。故に本日委員長にこの書類の再提出をいたすことを求めますので、その点なるべく事務的な手續をとられることを要求いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 昨日政府側から今の問題の資料提出のあつた場合、平林委員からこれで結構だというお話がありましたので、従つてかねて申上げておりましたところの理事会で御相談してきめようということとは取りやめにしていた次第であります。たまたま今、更に平林委員よりこれでは不十分だからして、なお詳細な資料を欲しいという御要望でございます。この委員会後援理事会で十分御相談いたして、その扱い方をきめたいと思ひます。

て、昨日は委員長からお話がありまして、又当委員会の西川甚五郎君から私のところへそういうお話がありましたのでございませう。併しそれはやはり会議以外の場所におきまして、一応その人への儀礼をいたしまして、エチケットをいたしまして、そういうことはあり得ることです。それでありますから、それは別個の個人的の問題であります。本日なお、昨日来これらの内容を調査いたしました結果、正式に出します。個人の關係と公式の關係は全然別でありますから、それは今後とも我々といつたしましては、その点を私からよく然るべく申上げて、それが大体これでいいというやうなことは、非公式に申上げることは甚だ言ふべきことではない。それだから言ふべきことではないから、私のほうではとるに足らないものといたすこととあります。後に参考にもなりますので、私からこういうことを申上げておきます。

○委員長(大矢半次郎君) 平林委員に申上げます。昨日私はそういうことはつきり申上げたはずであります。政府から資料の提出があつて、それを平林委員が御覧になつて御満足行けばそれでよろしいとする、御満足が行かなければ改めて理事会を開いてよく御相談しよう、こういうことで速記にもちやんとあるはずであります。而して資料が提出された後、それでいいかと尋ねましたところ、よろしい、というわけでありましたから、今朝の理事会を開くことも取りやめになつた。そしてこれは決して私事ではありませぬ。そのことをつきり申上げておきます。いづれ本委員会後援理事会を開きまして、この扱い方につきまして、平林委員も御出席の上よく御相談いたすつもりであります。

○平林太一君 了承いたしました。

○小林政夫君 もうお昼前、時間もないやうですから、簡単に説明の範圍の質問をいたします。ちよつと今關稅定率法説明の中になかつたので、或いは御説明があつたとすれば重複になるならばいいのですが、附則の第五項と第一項にこうりやん、とうもろこしについて例の飼料、餌用のこうりやん、とうもろこしは二十九一年一月一日から免稅にする。それから今まではとりあえず七月三十一日まで全部免稅、その免稅規定は本年の末日まで。こう分けたのはどういふわけですか。

○政府委員(北島武雄君) この点につきましては、昨の内閣を御説明申上げました、まあ私もいいたしましては、もうすでに切替えてよろしい。飼料の製造用のみに供するものについて免稅にするのは切替えてよろしい。こういう考案であつたのであります。ところが農林省の方面におきましては、これは飼料の品質改善に關する法律というのが前国会に通過いたしましたので、その施行が来年の一月になるのであります。実は農林行政特に畜産行政の見地からいって、それまでの間一般的に免稅してもらつて、法の施行と実は合せてもらつたほうが技術的に便利だといふ話がありましたので、僅かな期間ではありますし、まあそこまでは私も折れたといふのが実情であります。

○小林政夫君 折れたといふのは、農林省で一月一日から分けたほうがとれるといふことになるのですね。税収は上り得る余地があるわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 実は農林省の畜産局の意向はこういうことなんです。飼料の品質改善に關する法律というのは、来年の一月から施行になります。で、実は従来こうりやん、とうもろこしといふものは昔は保稅工場で以てこうりやん、とうもろこしを他のものと混入いたしました、飼料に製造してそうして国内に出す、そうすると免稅になるわけです。こうりやん、とうもろこしは飼料用の免稅する方法は、その保稅工場制度によれば大体できるわけでありませう。そういたしますと、差当りは大工場だけがまあ便利、利益する。そこで農林省方面におきましては、農業協同組合方面にも保稅工場とまでは行かなくても、飼料の配合を行わせるような設備を極力来年一月を目的としてしよう。そういうことになりますれば、それと同時に飼料の製造用に供するものを免稅にするといふのを、關稅定率法第九條に謳つてございませう。大きい工場と小さい工場が同じスタートに立つて発足できるという説明であつたのであります。それも尤もなことだと考えまして、農林行政に協力する意味から一月一日からすると、こういふふうにいいたしたわけでありませう。

○小林政夫君 それからさつき塩崎君から説明のあつた郵便局から払戻す租税ですね。これは六十億の租税払戻金のあの予算の中で十四億を復活するといふことですか。

○説明員(塩崎潤君) さうでございます。

○小林政夫君 それは予算書には現われなくていいわけだ。六十億租税払戻金というものが予算にとつてあれば、それで財政措置はいいわけですか。

○説明員(塩崎潤君) 稅務官署所在地の納稅者に払戻金を還付する際には、この新しい規定でいたすこととなるのであります。従來稅務官署所在地外の納稅者に對しては、往來郵便局を以てして郵便局を通じて払戻してゐる取扱ひの趣旨から考へまして、郵政官署に交付するもの(と)しましては、払戻金のうちから交付されることとなる取扱ひができるのではないかと考へます。

○小林政夫君 取納事務を取扱う事務費は、一般会計からはつきり郵政特別會計に繰入れておる。払戻金だけは取りのけていいという見解だ。

○政府委員(渡辺喜久造君) 予算の点です。我々のほうでも余り専門的によく知りませんので、主計局のほうでまあこれでいいという意見だものから、一応それでやつておるわけですから、事務費のほうは事務費として別に上げておられますが、払戻金につきましては、一応稅務官署が直接払戻す場合と、それから郵政官署を通じて払戻す場合と、結局郵政官署のほうはその払戻しの項目から振替をいたしてまあ払つて行く。従來も一応今塩崎課長から御説明いたしました通り、隔地者払いにつきましては、その制度ですつと御承認を願つてやつておりました。今度措置いたしましたのは、一応所在地の分についてもそれを拡げようといふので、新しい制度を作るというよりも、従來の範圍を拡めようといふことにとどまつておるのでありますから、大体従來それでいいといふやうになつておつたので、我々も主計局のほうの意見をそのまま尊重してお

るわけでございますが、なお若し御必要がありますれば、そのほうの専門の人に説明して頂いたらいいではないかと思ひます。

○菊川孝夫君 今御説明のあつた点について若干御質問したいと思ひますが、第一番の揮発油税法の一部を改正する法律についてでございますが、今度利子税を徴収するといふようになつておりますが、今まではそれは徴収はされなかつたのかどうか。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 今までは間接税の面におきまして利子税の制度がございまして、従ひまして徴収はしてございまして、ただ附加して申上げてございまして、揮発油税につきましても、大体ずつと納期に完納になつておりました。揮発油の事実は殆んどない。現在においては揮発油税については全然納税の事実はないといふことを申上げておきます。

○菊川孝夫君 納税の事実はないのに、なぜ新たにこの法律改正で日歩四銭の利子税といふことを設けたか、その理由を一つ伺ひます。

それからもう一つは、この日歩四銭といふのはどこから算出して四銭といふことになつたか。といふのは一般の、悪く解釈をいたしますと、日歩四銭の利子税を払つておれば、相当長い間滞納できる。そうすると一般市中の金利はとも今では日歩四銭といふようなことはなない。今問題になつております市中の金融その他を考えた場合に、十五銭或いは二十銭ぐらゐは通例だといふので、四銭の滞納利子税を払つて、二十銭のものを借りるよりも四銭を払つておれば、いつまでも滞納できるといふことになつて参りますと、その納

税義務者が悪意にやろうと思へばやれるわけですが、これらに対する制裁をどういふふうにするか、悪意のさういふ滞納者に対する制裁はどうするか。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 現実の姿は先ほど申上げましたように、揮発油税に關する限りにおいては今は滞納はございせん。併し将来その状況がずつと保証しなかつたことについてはちよつと間接税につきまして、今度すでに成立を見ました酒の税金におきましても、まあ物品税におきましても利子税をつける、それに倣ひましてやはり揮発油税につきましても四銭の利子税を設けた。将来滞納事実が起きました場合に

おきましては、やはりそれが適用されるように措置をしておくのが全体の体系の上から言ひまして適當な措置ではあるまいか、こゝういふ意味におきまして、滞納がなければ勿論適用はないはずですが、将来滞納が起きないといふことの保証もございせんので、やはり設けておいたほうがいいんじゃないかといふのが、その規定を挿入した趣旨でございます。なお四銭の問題につきましても、これはいろいろ経過がございまして、たしか昔四銭ぐらゐとつていたと思つております。そのときは大体株の払込の遅延などの場合におきまして、よく四銭ずつの延滞金をとつていたといふような点をにらみ合せまして、通常の今菊川さんがお話になりました、高利貸的な金利といふよりも、普通銀行から借りた場合の金利よりも或る程度少し高目だといふ点で、四銭といふのがきまつたと思つております。その後インフレが進みまして、かなり一般的な金利がまあ高くな

つて行つたといふときにおきまして、これを十銭に引上げたことがございまして、併しドッジ・ラインの強化によりまして、大分経済も落ち着いたのちにございまして、どうも十銭では少し高過ぎやせんかといふ、闇がさう一般的でない時代にございましては十銭は高過ぎやせんかといふので、シャウブ勧告による税制の改正の機会におきまして、四銭に戻したといふ経過を持つております。なお四銭は一応利子税として加算されますが、税務署のほうで滞納になつております場合におきまして、督促状を出しまして、さうして督促の期限内に納まりませんと、今度は延滞金日歩四銭がもう一つ加算されます。従ひまして督促期限を過ぎましたのちにおける滞納におきましては、入金の一応まあ負担が納税者にかかるということに現行法においてなつております。

なお、今お話しございました悪意の滞納者といふものに対する措置といひましては、国税徴収法におきまして差押え、公売の手続がそれ／＼規定されてございまして、我々のほうといひましてはただ入金納めればいつまでもまあそれで漫然放置していいという手続によりまして、納まらなければ納まらないうの措置を講ずべきものだと考えております。

○菊川孝夫君 私は日歩四銭につきまして、直接税の場合と間接税の場合とはちよつと趣きが異なつておるのじやないかと思ひますが、直接税が何で延滞の場合には日歩四銭かけて、地方税その他においても皆これに倣つておるのですが、直接税はこれは悪意のものもあるが、税金が高いので納めら

れないといふ人が多いので、その人々の延滞、延滞とはちよつとこれは間接税の場合とは趣きを異にしているといふことを考えなければならぬので、それと均衡から考えて日歩四銭といふものについては矛盾があるわけですが、今日は立法の趣旨だけ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 更に一言申上げて頂きますと、確かに直接税と間接税につきましては、或る程度区別した考え方があり得ると思つております。ただまあ間接税につきましては、実は直接税よりもつとシグアイアであつていい面とつとゆるやかでなければならぬ面と二つのフアクターが入つて来ると思つております。と申しますのは、御承知のように間接税は転嫁を予想しておるわけでございますが、最近のように買手市場になると、これはまあ品物によつて違ひますが、かなり代金の回収などが遅れまして、納税者としてではできるだけ納期に納めたいといふ気持ちが相当強うございまして、まあ代金回収が遅れる面におきまして、なか／＼思ひやうに納めきらんといふたやうな、割合にまあ気の毒な事情の場合も実はあるわけでございます。まして、まあ転嫁が完全に行われ、代金回収が納期までに十分行われまして、なお且つ納めていないといふ人につきましては、お説のように直接税よりもつと厳格に出ていいと思ひますが、逆に又品物によりましては、代金回収が十分に期限内に行かないために、まあ止むを得ず延ばしているといふたやうな、かなり同情さるべき事情のものもあるやうでございまして、と申しましてそれを一々税法の上で

区分するといふこともちよつと困難であらうといふふうに思ひますので、確かにお説のように直接税と違つたフアクターがあることは我々も思ひますが、それじや間接税のほうをさう直接税よりも高い利子税にしていいかといふことにつきましては、相當いろいろの角度から見まして慎重考慮を要すべきものじやないかと、かように考えております。

○菊川孝夫君 第二点、砂糖消費税の一部を改正する法律案……

○委員(大矢半次郎君) まだたくさんあります。ええ。

○委員(大矢半次郎君) ちよつとお話いたしました。各般についての御質疑はまだ／＼たくさんおありのことと存じますが、都合によりまして本日はこの程度にとどめたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。それではこの委員会散会后に先ほど平林委員が要求せられた資料の扱い方について御相談願ひたいと思ひます。なお午後一時からここで建設委員と道路整備費の財源等に関する臨時措置法案について連合審査が開かれるはずであります。念のために申上げておきます。

本日はこれで以て散会いたします。午後零時八分散会

七月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

(印刷局特別会計法の一部改正)

第二条 印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項に次の但書を加える。

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

(造幣局特別会計法の一部改正)

第二条 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項に次の但書を加える。

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

(国野事業特別会計法の一部改正)

第三条 国野事業特別会計法の一部を次のように改正する。

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二を第四十一条の二とし、同条第二項に次の但書を加える。

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

第六部 大蔵委員会会議録第十一号

昭和二十八年七月二日【参議院】

(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項に次の但書を加える。

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

(アルコール専売事業特別会計法の一部改正)

第四条 アルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項に次の但書を加える。

但し、職員の能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、この限りでない。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第三条第一項中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を「又は第四十一条」に改める。

第四条に次の一項を加える。

第一項に規定する者が同項に規定する給与所得の支払を受ける場合においては、所得税法第二十一条において準用する場合を含む。

及び第二十六条第二項の規定は、これを適用しない。

第五条の五第一項中「及び第五条の九」を「第五条の九、第七条及び第八条」に改める。

第五条の六第一項中「及び第五条の十」を「第五条の十、第七条の二、第七条の五及び第八条の二」に改める。

第五條の九第一項中「第十條の三」を「第十條の二」に改め、「(国債証券を除く。)」を削る。

第五條の十第一項中「事業年度を除く。」を「事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」に改め、「国債証券を除く。」を削る。

第五條の十一中「第二號」を「第三號」に改める。

第五條の十二中「第二號」を「第三號」に、「年五十万円」を「百万円」と当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額の百分の二十五に相当する金額とのいずれか多い金額に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分として計算した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の月数は、既に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第七條及び第八條を次のように改める。

第五條の九第一項中「第十條の三」を「第十條の二」に改め、「(国債証券を除く。)」を削る。

第五條の十第一項中「事業年度を除く。」を「事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」に改め、「国債証券を除く。」を削る。

第五條の十一中「第二號」を「第三號」に改める。

第五條の十二中「第二號」を「第三號」に、「年五十万円」を「百万円」と当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額の百分の二十五に相当する金額とのいずれか多い金額に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分として計算した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の月数は、既に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條 青色申告書を提出する個人で貿易業その他命令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日まで期間に所得税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で命令で定めるもの(以下本条及び第七條の二において海外支店用設備という。)を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下に算入する。

二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下に算入する。

該個人が事業所得の計算上必要な経費に算入する。

第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下に算入する。

第五條の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五條の五第二項の規定は、前二項の場合について、それぞれこれを準用する。

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

第七條の二 青色申告書を提出する法人で前条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法人税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に海外支店用設備を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却額額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却額額は、その事業の用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却額額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第五條の六第二項の規定は、第二項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

第五條の六第三項の規定は、第一項から第三項までの場合について、これを準用する。

第七條の三 個人が、各年において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険（漁船損害補償法第三條に規定する満期保険をいう。以下第七條の四において同じ。）の保険料を支払った場合においては、その年の不動産所得又は事業所得の計算上当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払った当該保険料のうち積立保険料（漁船損害補償法第百十三條の十一に規定する積立保険料をいう。以下第七條の四において同じ。）に相当する額（その額の

て同じ。）に相当する額（その額が所得税法第十條第二項の規定により総収入金額から控除することのできる当該漁船の減価償却費の額に満たないときは、当該減価償却費の額）とする。

第五條の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七條の四 法人が、各事業年度において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険の保険料を支払った場合において、その支払金額のうち積立保険料に相当する金額が当該事業年度における法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該漁船の償却額額をこえるときは、当該漁船の当該事業年度の償却額額は、これらの規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その支払金額のうち積立保険料に相当する金額とする。

第五條の六第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七條の五 青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会が昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの

間に協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で命令で定めるもの（以下本条において協同事業用機械等という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却額額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五條の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第八條 青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年において、当該年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額がその年の末日において存

する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額とし、以下第二項において輸出契約高の合計額という。）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該年分の事業所得の金額として命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少ない金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額又は前年十二月三十一日までに本項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額）がある場合には、これらの金額を控除した金額が、当該年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、これを繰入金金額に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは死亡した場合においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これ

らの事由の生じた日を含む年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十四年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額（その日まで以前二項の規定により繰り入れ金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第五項の九第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第八條の二 青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、前条第一項に規定する命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額の千分の五に相当する金額）として命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日まで以前第三項の規定により繰り入れ金額に算入すべきであつた金額又は前事業年度終了の日までに本項の規定により損金に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）が、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額に十二を乗じ当該事業年度の月数で除して計算した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額の千分の十に相当する金額）（当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額と法人税法第九條の六第二項第一号に規定する資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における同法第十六條に規定する積立金額の合計金額をこえる金額）をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、青色申告書

の提出の承認を取り消され、若しくは解散した場合（合併に因り解散した場合を除く。）において、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十五年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日まで以前二項の規定により繰り入れ金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第五條の十第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第八條の三 個人が、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に開墾、埋立又は干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに耕作の用に供した場合においては、命令の定めるところにより、その耕作の用に供した年及びその翌年から五年間、当該土地における米、麦その他命令で定める農産物の栽培から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第九條の三 個人が、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に開墾、埋立又は干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに耕作の用に供した場合においては、命令の定めるところにより、その耕作の用に供した年及びその翌年から五年間、当該土地における米、麦その他命令で定める農産物の栽培から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第九條の四 外国航路に就航する目的をもつて昭和二十八年八月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造した船舶で命令で定めるものの所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第三條の規定にかかわらず、当該船舶の価格の千分の二とする。

額を控除した金額に命令で定める割合を乗じて算出した金額（当該伐採又は譲渡に關し当該命令で定める経費を要したときは、当該経費の金額を加算した金額）とすることが出来る。

前項の規定の適用については、相続又は被相続人からの遺贈に因り取得した山林は、相続人が引き継ぎこれを有していたものとみなす。但し、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈に因り取得した山林については、この限りでない。

資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた場合における当該山林については、これを適用しない。

第一項に規定する割合は、山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡に因り通常課されるべき再評価税額を考慮に入れて、これを定めるものとする。

第十三条 減価償却資産について資産再評価法第二条第十三項に規定する旧再評価を行つた個人の当該資産についての旧再評価差額の総額のうちに耐用年数（昭和二十八年一月一日において所得税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう。）が三十年をこえる減価償却資産についての旧再評価差額の合計額の占める割合が二分の一をこえる場合において、当該個人が昭和二十八年十二月三十一日までに命令の定めると

ころにより届出をなしたとは、当該個人が資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二号。以下本条及び第十三条の二において改正法という。）附則第三項の規定により昭和二十八年八月一日以後納付すべき減価償却資産に係る旧再評価税額については、昭和二十九年から昭和三十三年までの各年の二月十六日から三月十五日までを同法による改正前の資産再評価法第五十三条第一項の納期とみなし、当該旧再評価税額を命令の定めるところにより当該各年に均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして改正法附則第三項の規定を適用する。

第十三条の二 減価償却資産について資産再評価法第二条第十三項に規定する旧再評価を行つた法人の当該資産についての旧再評価差額の総額のうちに耐用年数（昭和二十八年一月一日において法人税法の規定により当該資産について定められている耐用年数をいう。）が三十年をこえる減価償却資産についての旧再評価差額の合計額の占める割合が二分の一をこえる場合において、当該法人が昭和二十八年八月一日を含む事業年度終了の日までに命令の定めるところにより届出をなしたときは、当該法人が改正法附則第三項の規定により昭和二十八年八月一日以後納付すべき減価償却資産に係る旧再評価税額については、昭和二十八年八月一日を含む事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度

の直前の事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同法による改正前の資産再評価法第五十一条第一項の納期とみなし、当該旧再評価税額を当該事業年度の月数に應じ命令の定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において納付すべき税額とみなして改正法附則第三項の規定を適用する。

第十四条 第一項中「基準日」を「資産再評価法第三条に規定する基準日（以下基準日という。）に、第十条の六を第十条の五に改め、同条第二項中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 個人が、塩田、塩田の上に存する採塩に關する権利及び塩田の附属設備で命令で定めるもの（以下本条において附属設備という。）を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間に塩田、塩田の上に存する採塩に關する権利又は塩田の附属設備を取得し、その取得した財産（以下採塩用取得財産という。）が、命令で定める期間内に、その者の採塩の用に供する土地、当該土地の上に存する採塩に關する権利又は当該土地の附属設備となつた場合（当該財産が、当該期間内に、更に採塩の用以外の用に供されることとなつた場合を除く。）において、所得税法第九条第一項の規定

の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産（以下採塩用譲渡財産という。）の譲渡に因る収入金額が当該採塩用取得財産の取得価額をこえるときは、当該採塩用譲渡財産についてはそのこえる金額に對する部分についての譲渡があつたものとみなし、当該採塩用譲渡財産の譲渡に因る収入金額が当該採塩用取得財産の取得価額以下であるときは、当該採塩用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

第十八条 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた採塩用譲渡財産に係る採塩用取得財産につき、その取得の時後譲渡、遺贈又は贈与があつた場合において当該譲渡、遺贈又は贈与に因る所得税法第九条第一項第八号に規定する譲渡所得の計算をする場合について、第十八条第三項から第五項までの規定は、前項に規定する採塩用譲渡財産の譲渡があつた場合について、それぞれこれを適用する。

この場合において、第十八条第二項から第四項まで中「居住用譲渡財産」とあるのは「採塩用譲渡財産」と、「居住用取得財産」とあるのは「採塩用取得財産」と読み替へるものとする。

第二十条 第一項中「及び前条第一項」を「第十九条第一項及び前条第一項」に、「又は耕作用譲渡財産」を「耕作用譲渡財産又は採塩用譲渡財産」に、「又は耕作用取得財産」を「耕作用取得財産又は採塩用取得財産」に改め、同条第二項中「又は耕作用譲渡財産」を「耕作

用譲渡財産又は採塩用譲渡財産」に、「又は耕作用取得財産」を「耕作用取得財産又は採塩用取得財産」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 個人の有する立木及び立木の存する土地について国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による交換があつた場合において、所得税法第九条第一項又は資産再評価法第九条の規定の適用については、当該立木又は土地の譲渡がなかつたものとみなす。

但し、当該交換に因り立木及び立木の存する土地とともに金銭を取得したときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る前項の立木又は土地のうち当該金銭の額に對する部分についての譲渡があつたものとみなし、当該金銭の額を当該部分の譲渡の対価とみなして、これらの規定を適用する。

前項の規定によりその譲渡がなかつたものとみなされた立木又は土地に換えて取得した立木又は土地につき同項に規定する交換の時後伐採、譲渡、遺贈又は贈与があつた場合において、当該伐採、譲渡、遺贈又は贈与に因り所得税法第九条第一項第七号若しくは第八号の規定により山林所得若しくは譲渡所得を計算するとき、又は資産再評価法第九条の規定により再評価を行つたときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る前項の立木及び土地並びにその取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該交換に因り取得した立木及び土地並びにその取得価額及び取得の時期とみなす。

第二十一条第一項中「三年」を「五年」に、「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

第五条の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 個人が、都道府県知事の定める貸付網漁業及びまき網漁業減価整理計画に基き整理すべきものとして指定された船舶で基準日からその指定の時まで引き続き有していたものを命令の定めるところにより沈め、当該減価整理計画に基き補助金の交付を受けた場合においては、当該船舶を資産再評価法第八条第二項に規定する資産と、当該船舶が沈められたことを当該船舶の譲渡と、当該補助金を当該譲渡の対価とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する船舶について資産再評価法第八条第二項本文の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額及び同項但書に規定する再評価の限度額は、同項の規定にかかわらず、前項に規定する個人が当該船舶について交付を受ける補助金で命令で定めるものの額とする。

個人が、第一項に規定する船舶を命令の定めるところにより譲渡

した場合においては、当該船舶を資産再評価法第八条第二項に規定する資産とみなして同法の規定を適用する。この場合において、当該船舶について同項本文の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額及び同項但書に規定する再評価の限度額は、同項の規定にかかわらず、同法の規定により計算したこれらの額と当該船舶の昭和二十八年三月三十一日における価額として命令の定めるところにより計算した額の二分の一に相当する額とのいずれが多い額とする。

前項に規定する場合において、船舶の譲渡につき都道府県知事の定める貸付網漁業及びまき網漁業減価整理計画に基き補助金の交付を受けたときは、所得税法又は資産再評価法の適用については、当該補助金の額を当該船舶の譲渡に因る収入金額の一部とみなす。

第二項及び第三項の規定は、これらの規定の適用を受ける船舶に係る資産再評価法第四十七条第一項の規定による申告書にこれらの規定の適用を受ける旨の記載をなした場合に限り、これを適用する。

第二十六条第一項中「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二条の第二項の規定は、昭和二十八年八月

一日以後支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日以後に支払を受けるもの）については、同日以前に支払を受けるべき利子又は利益については、なお従前の例による。

3 租税特別措置法（以下「法」という。）第五条の九、第七条の三及び第十九条の二の改正規定は、個人の昭和二十八年分の所得税から、法第五条の十及び第七条の四の改正規定は、法人の昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度の所得に対する法人税から適用する。

4 法第五条の十二の改正規定は、昭和二十八年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に対する法人税から適用する。

5 新法第十二条の規定は、昭和二十八年一月一日以後山林の伐採又は譲渡があつた場合について、法第二十条の改正規定は、同日以後新法第十九条の二第一項に規定する財産の交換があつた場合について、新法第二十条の二の規定は、同日以後立木及び立木の存する土地の交換があつた場合について、新法第二十三条の二の規定は、同日以後漁船の譲渡又は沈没があつた場合について、それぞれ適用する。

6 新法第二十条の二の規定に該当する資産又は新法第二十三条の二の規定により再評価行われたものとみなされた資産を有していた個人が昭和二十八年中に死亡した

場合において、その者の相続人が資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第四十七条第三項において準用する同法第四十六条第五項の規定により提出すべき申告書で、その提出期限が死亡した者の昭和二十八年分の所得税に係る所得税法第二十九条第一項に規定する申告書の提出期限前であるものの提出期限は、当該所得税に係る申告書の提出期限とする。

7 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する配当所得で昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までに支払を受けるべきであつたもの、旧法第七条に規定する事由に該当する相続財産に係る相続税又は漁業法施行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第一条の規定により消滅した漁業権、入漁権若しくは漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利については、それぞれ旧法第三条、第七条又は第十二条若しくは第十三条の規定の例による。

昭和二十八年七月十六日印刷

昭和二十八年七月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局